

広報やひこ広告募集要項

広報やひこに掲載する広告の取扱いに関して、弥彦村広告掲載取扱要綱及び弥彦村広告掲載基準のほかに次の事項を定めて、広告を掲載する希望者を募集します。

1 広告規格等について

1 広告の規格・掲載料等について

広告規格	縦 4.5cm × 横 9cm
掲載場所	「Infomation」ページ下段
募集枠数	2 枠※ 隣り合う 2 つの枠（合併枠）の使用も可能です。
枠の位置	枠の位置は村が指定します。
色	黒 1 色
発行月	毎月 25 日発行。ただし 4 月のみ 10 日と 25 日発行年計 13 回
配布世帯	弥彦村内外約 2, 800 世帯
掲載料金 (税込)	1 枠 5,000 円合併枠 10,000 円 前納（複数月掲載も一括納付）

- 2 掲載できない広告次に該当する広告は、広告掲載できません。
- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題について主義又は主張に当たるもの
 - (6) 個人及び団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
 - (7) 美観風致を阻害するおそれのあるもの
 - (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (9) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
弥彦村の村税を滞納している者による広告など

2 広告掲載手順について

1 募集期間 役場開庁日時に随時

- 2 申し込み次の申込書等を弥彦村役場総務課企画財政係にご提出ください。
- (1) 弥彦村広告掲載申込書（村のホームページからダウンロードできます。）
 - (2) 掲載する広告の見本（上記の「広告の規格」に合わせた見本を作成してください。）

募集する枠がすべて埋まらない場合、又は広告枠に空きが生じた場合は、随時募集を行い、先着順により決定することとします。広告の掲載を希望する「広報やひこ」の発行日のおおよそ 1 か月前まで募集しておりますので、ご利用ください。

3 審査・広告掲載の決定

(1) 審査

提出いただいた広告の見本を、弥彦村広告掲載取扱要綱などの規定に従い審査したうえで、掲載の可

否を決定します。

(2) 広告掲載の決定（広告掲載取扱要綱第4条）

募集枠数を超えて応募があった場合は、公共性の度合いや事業所の所在地などを勘案して、掲載順位を決めますが、同順位のもの複数ある場合は抽選等により決定します。

4 広告の電子データの作成と提出

広告掲載の決定を受けた方は、申し込み時に提出した広告見本の電子データを次のとおり作成し、弥彦村役場総務課企画財政係へ提出してください。

※原則、電子データの提出ですが、紙媒体での提出も可能です。ただし、簡易なデザイン広告に限ります。なお、申し込み時に電子データで広告見本を提出し、その内容で広告の掲載の決定を受けた場合は、再度提出する必要はありません。

【自分でデザインを考える場合】

デザインの案をワードやエクセルで作成してください。村で印刷可能な電子データに無料で作成しなおします。なお、この場合、色は黒1色で写真データやイラストなどは使用できませんのであらかじめご了承ください。また、複雑なデザインは作り直しません。専門業者に作成を依頼してください。

【専門業者にデザインしてもらう場合】

印刷会社などに相談してみてください。ただし、制作料は申込者の負担となります。

5 掲載の決定と掲載料の納入

広告掲載料の払い込み広告の掲載が決定すると、村から「広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「納入通知書」が、広告主となられる方に郵送されます。広告掲載料を納期限までに、納入通知書に定める金融機関に納めてください。

6 広告の掲載

広告の掲載提出されたデータをそのまま「広報やひこ」に掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないようご注意ください。

7 その他の注意事項

- (1) 「弥彦村広告掲載取扱要綱」、「弥彦村広告掲載基準」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただきます。
- (2) 村は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還しません。
 - ① 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - ② 掲載料、広告の電子データが指定する期日までに納入されないとき。
 - ③ 広告主が、広告掲載の決定後「弥彦村広告掲載取扱要綱」、「弥彦村広告掲載基準」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (4) 広報紙の編集等の都合により、広告を掲載することができなくなる場合があります。この場合は、広告を掲載できなかった分の広告掲載料を返還するか、または次号以降に掲載するかなどについて別途協議させていただきます。

8 申し込み・お問い合わせ先

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村役場総務課企画財政係

TEL 0256-94-3131

FAX 0256-94-3216

E-mail yahiko@vill.yahiko.niigata.jp